

## 規 則

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

### 埼玉県教育委員会規則第十二号

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則  
学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中第三号から第六号までを削り、同条第七号中「又は人事委員会がこれに準ずると認める試験」を「（職員の任用に関する規則（昭和四十六年埼玉県人事委員会規則六一一）第四条第一項第五号に規定する採用試験（第九条第三項及び第四項において「経験者採用試験」という。）を除く。）」に改め、同号を同条第三号とする。

第四条から第八条までを次のように改める。

第四条から第八条まで 削除

第九条中「次の各号のいずれか一の基準により」を「この条の定めるところにより、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて」に改め、同条各号を削り、同条に次の四項を加える。

2 採用試験の結果に基づいて新たに職員となつた者の職務の級は、その者が新たに職員となつた日においてその者に適用される別表第五に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）の職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許欄の区分に対応する初任給欄の職務の級に決定するものとする。

3 経験者試験等採用者（新たに職員となつた者のうち、経験者採用試験の結果に基づいて採用された者その他その有する経験年数が一年以上である者（前項に規定する者を除く。）をいう。以下同じ。）の職務の級は、部内の他の職員で、当該経験者試験等採用者の採用の日に占めることとなる職の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務に従事する者の職務の級を踏まえ、当該経験者試験等採用者の有する知識経験、免許等を考慮して決定するものとする。

4 新たに職員となつた者のうち、その有する経験年数が一年に満たない者（採用試験又は経験者採用試験の結果に基づいて採用された者を除く。）の職務の級は、その者が新たに職員となつた日においてその者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許欄の区分に対応する初任給欄の職務の級（第十二条第一項第四号に掲げる職員にあつては、その者に適用される給料表の

最下位の職務の級)に決定するものとする。

5 次の各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となつた者の職務の級について、前三項の規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらずその者の職務の級を決定することができる。

一 給料表の適用を受けない県職員

二 国家公務員

三 他の地方公共団体の職員

四 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年埼玉県条例第七十  
二号)第十三条第一号に規定する退職派遣者

五 その他前各号に準ずると認める者

第十条各号列記以外の部分を次のように改める。

初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許欄の区分に応じて適用するものとする。

第十条各号を削り、同条に次の二項を加える。

2 初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分は採用試験の結果に基づいて職員となつた者に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。

3 初任給基準表の学歴免許欄の区分の適用については、職員の有する学歴免許等の資格に応じ、初任給基準表において別に定めるもののほか、別表第六に定める学歴免許等資格区分表(以下「学歴免許等資格区分表」という。)に定める区分によるものとする。

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

第十二条第一項第一号イ及びロ以外の部分を次のように改める。

第九条第二項に規定する職員(第四号に掲げる職員を除く。)その者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許欄の区分(以下「学歴免許等欄」と改め、同号を同項に対応する初任給欄に定める号給

第十二条第一項第一号イ及びロを削り、同項第二号中「職種欄の区分」の下に「又は試験欄の区分」を加え、「学歴免許等欄」を「学歴免許欄」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 経験者試験等採用者 その者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許欄の区分と同一の初任給基準表のこれらの欄の区分の適用を受ける部内の他の職員で、当該経験者試験等採用者の採用の日に新たに職員となつたものとした場合に、当該経験者試験等採用者の有する経験年数

に相応する経験年数を有することとなる者が、当該経験者試験等採用者の採用の日に属する職務の級と同一の職務の級に属する場合に受けることとなる号給を踏まえ、当該経験者試験等採用者の有する能力等を考慮して決定する号給

三 第九条第四項に規定する職員（次号に掲げる職員を除く。）その者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許欄の区分に対応する初任給欄に定める号給

第十二条第二項を次のように改める。

2 第九条第五項各号に掲げる者から人事交流等により引き続き職員となつた者の号給について、前項各号の規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

第十三条中「同表」を「初任給基準表」に改め、「修学年数調整表」の下に「（別表第七）」を加える。

第十四条第一項中「第十二条」を「第十二条第一項第一号、第三号又は第四号」に、「第一号及び第三号に掲げる」を「その者の」に、「並びに第二号に該当する者で必要経験年数が五年未満の年数とされている職務の級に決定されたものの同号に掲げる経験年数のうち五年から当該必要経験年数を減じた年数を超えない年数並びに第一号から第三号までに掲げる経験年数のうち」を「及び」に改め、「（第二号に該当する者で必要経験年数が五年未満の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては、同号に掲げる経験年数のうち五年から当該必要経験年数を減じた年数を超える経験年数）」及び「、第二号に該当する者で必要経験年数が五年未満の年数とされている職務の級に決定されたものの同号に掲げる経験年数のうち五年から当該必要経験年数を減じた年数を超える年数の五年までの年数（有用経験年数を除く。）並びに同号に該当する者で必要経験年数が五年以上十年未満の年数とされている職務の級に決定されたものの同号に掲げる経験年数のうち十年から当該必要経験年数を減じた年数を超えない年数（有用経験年数を除く。）のそれぞれ」を削り、同項第一号から第三号までを次のように改める。

一 第十二条第一項第一号に掲げる職員については、その者の任用の基礎となつた試験に合格した時以後の経験年数、その者に適用される初任給基準表の備考に定める基準学歴又はその者に適用される初任給基準表の学歴免許欄の学歴免許等の資格（前条の規定の適用を受ける者については、その際に用いられた学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数

二 前号又は次号に掲げる職員以外の職員については、初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格（前条の規定の適用を受ける者につ

いては、その際に用いられた学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数  
三 第一号に掲げる職員以外の職員のうち基準号給が職務の級の最低の号給（その職務の級の最低の号給が初任給基準表で定められている場合を除く。）であるものについては、別に定める経験年数

第十四条第二項中「第六条及び第七条」を「次条第一項及び第二項」に改める。  
第十四条の次に次の一条を加える。

（経験年数）

第十四条の二 第九条第三項及び第四項並びに第十二条第一項第二号に規定する経験年数（以下「経験年数」という。）は、新たに職員となつた者の有する最も新しい学歴免許等の資格を取得した時（当該資格以外の資格によることがその者に有利である場合にあつては、その資格を取得した時）以後の年数を別表第八に定める経験年数換算表に定めるところにより換算して得られる年数とする。

2 新たに職員となつた者に適用される初任給基準表の学歴免許欄に掲げる学歴免許等の区分又はその者に適用される初任給基準表の備考に定める基準学歴に対して修学年数調整表に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格（前項の規定の適用に際して用いられるものに限る。）を有する者については、同項の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもつて、その者の経験年数とする。この場合において、これらの学歴免許の区分及び当該学歴免許の区分に属する学歴免許等の資格については、初任給基準表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

第十五条に見出しとして「（初任給決定時における号給の調整）」を付し、同条第一項を削り、同条第二項中「前条」を「第十四条」に改め、同項を同条とする。  
第十六条を次のように改める。

（職務の級の決定）

第十六条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その者の勤務成績に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。

2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、第一号から第三号までのいずれかに掲げる要件を満たさなければならない。

一 職員を昇格させようとする日に当該職員が昇任したこと。

二 前号に掲げる要件に準ずるものとして教育委員会が別に定める要件

三 その者の勤務成績が良好であることが明らかであり、昇格させようとする職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められること。

第十七条中「第九条第三号の資格を取得したとき」を「第九条第二項に規定する職員に該当することとなり」に、「級別資格基準表の学歴免許欄」を「その者に適

用される初任給基準表の学歴免許欄」に、「し、若しくは同表に異なる基準の定めのある試験欄又は職種欄に属する職に異動した結果」を「した等の結果」に改める。

#### 第十九条 削除

第二十条第一項中「別表第十七」を「別表第十」に改める。

第二十一条第一項中「別表第十七の二」を「別表第十一」に改め、同条第三項中「3級」の下に「及び4級」を、「額を」の下に「それぞれ」を加える。

第二十二条を次のように改める。

(初任給基準又は給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第二十二条 次の各号に掲げる異動をした職員の職務の級は、第一号に掲げる異動にあつてはその異動後の職務に応じ決定し、又は引き続き従前の職務の級にとどまらせ、第二号に掲げる異動にあつてはその異動後の職務に応じ決定するものとする。

一 初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動(次号に掲げる異動を除く。)

二 給料表の適用を異にする他の職務への異動

第二十三条を次のように改める。

#### 第二十三条 削除

第二十四条中「前二条」を「第二十二条」に改め、同条第二号中「決定について」の下に「第十二条第二項及び」を加える。

第二十八条第一項中「別表第十八」を「別表第十二」に、「別表第十九」を「別表第十三」に改め、同条第八項中「第二十二条に規定する」を「第二十二条第一号に掲げる」に改める。

第三十六条第一項中「別表第十六」を「別表第九」に改める。

附則第二項及び第三項を削り、附則第四項を附則第二項とする。

別表第五から別表第八までを次のように改める。

二 短大卒相当の者

- (1) 教育職員免許法別表第二の二種免許状の項第二欄のイ、ロ若しくはハ又は教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第百六号。以下「免許法改正法」という。）による改正前の教育職員免許法別表第二の二級普通免許状の項基礎資格欄のニの該当者
- (2) 教育職員免許法第十六条に規定する教員資格認定試験に合格したことによる小学校教諭の免許状の所有者
- (3) 教育職員免許法施行法第二条第一項の表の第二十一号又は第二十三号の上欄に該当する者
- (4) 旧国民学校令による養護教員免許状の所有者
- (5) 教育職員免許法別表第一により幼稚園、小学校又は中学校教諭の二種免許状を授与された者（免許法改正法による改正前の教育職員免許法別表第一により幼稚園、小学校又は中学校教諭の二級普通免許状を授与された者を含む。）

2 本表の適用を受ける教育職員の経験年数は、その者の該当する次表の基礎学歴欄に掲げる学歴の区分（その区分に含まれる学歴免許等の資格を含む。）を取得した時以後の経験年数からその者に適用される本表の学歴免許欄の区分に応じ、その基礎学歴欄に掲げる区分に対応する次表の調整年数欄に掲げる年数を減じた年数とする。ただし、学歴免許等資格区分表の一の1、2又は3の区分に掲げる該当者については一年を、同表の一の5の区分に掲げる該当者については六月を、それぞれその経験年数に加えた年数とする。

調整年数	学歴免許の区分		
	大学卒 (十六卒)	短大卒 (十四年)	高校卒 (十二年)
基礎学歴			
高校三卒	四年	二年	
高校二卒	五年	三年	一年

注 ( ) 内の年数は、それぞれの学歴の修学年数を示す。

- 3 教育職員免許法附則第八項の規定により高等学校教諭の一種免許状を授与された者（免許法改正法による改正前の教育職員免許法附則第八項の規定により高等学校教諭二級普通免許状を授与された者を含む。）に適用される学歴免許等の区分は、「大学卒」の区分とする。
- 4 教育委員会が別に定める講師にこの表を適用する場合における初任給は、教育委員会が別に定める。

別表第五 初任給基準表

イ 教育職給料表（一）初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
教諭、養護教諭及び栄養教諭	博士課程修了	二級 三十五号給
	修士課程修了	二級 十七号給
	専門職学位課程修了	
	大学卒	二級 五号給
助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員	短大卒	一級 十五号給
	大学卒	一級 二十五号給
	短大卒	一級 十五号給
	高校卒	一級 五号給

備考

- 1 次の第一号に掲げる者に適用される学歴免許欄の区分は、「大学卒」の区分とし、第二号に掲げる者に適用される同欄の区分は、「短大卒」の区分とする。
  - 一 大学卒相当の者
    - (1) 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）別表第二の一種免許状の項第二欄のロ又はハの該当者
    - (2) 教育職員免許法第十六条に規定する教員資格認定試験に合格したことによる高等学校教諭の免許状又は特別支援学校の自立活動教諭の免許状の所有者
    - (3) 教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）第一条第一項の表の第七号の上欄に掲げる免許状の所有者
    - (4) 教育職員免許法施行法第二条第一項の表の第十二号、第十四号、第十五号若しくは第二十二号の上欄又は第二十号の二の上欄のイの該当者
    - (5) 旧高等商船学校（旧商船学校の同等の課程を含む。）、旧水産専門学校又は旧水産講習所の卒業生
    - (6) 教育職員免許法施行法第二条第一項の表の第七号、第十八号若しくは第二十号の四の上欄又は第二十号の二の上欄ロの該当者で、前各号に掲げる者と同等に取り扱う必要のあるもの

備考

- 一 試験欄の「採用試験」の区分は採用試験の結果に基づいて職員となつた者に適用し、「その他」の区分はその他の職員に適用する。
- 二 試験欄の「採用試験」の区分に掲げる「上級」は、職員採用上級試験及びこれに準ずる採用試験を示し、「中級」は、職員採用中級試験及びこれに準ずる採用試験を示し、「初級」は、職員採用初級試験及びこれに準ずる採用試験を示す。
- 三 試験欄の「採用試験」に掲げる区分の基準学歴は、上級は大学卒、中級は短大卒、初級は高校卒とする。

ロ 教育職給料表（二）初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
教諭、養護教諭及び栄養教諭	博士課程修了	二級 四十七号給
	修士課程修了	二級 二十九号給
	専門職学位課程修了	
	大学卒	二級 十七号給
助教諭、養護助教諭及び講師	短大卒	二級 七号給
	大学卒	一級 二十五号給
	短大卒	一級 十五号給
	高校卒	一級 五号給

備考 本表の適用を受ける職員には、イ 教育職給料表（一）初任給基準表の備考第一項から第四項までを準用する。

ハ 学校栄養職給料表初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
学校栄養職員	大学卒	二級 五号給
	短大卒	一級 十五号給

備考

- 一 本表を適用する場合における経験年数は、栄養士又は管理栄養士の免許を取得した時以後のものとする。
- 二 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第五条の三第一号又は第二号の規定に該当する栄養士で同法に規定する管理栄養士となつた者にこの表を適用する場合における初任給は、教育委員会が別に定める。

ニ 事務職給料表初任給基準表

試験	学歴免許	初任給
採用試験	上級	一級 二十九号給
	中級	一級 十九号給
	初級	一級 九号給
その他	高校卒	一級 五号給

二 短大卒	1 短大三卒	(1) 学校教育法による三年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限三年の前期課程の修了 (2) 学校教育法による二年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格
	2 短大二卒	(1) 学校教育法による二年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限二年の前期課程の修了 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（二年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限二年以上のものに限る。）の卒業 (4) 航空保安大学校本科の卒業 (5) 海上保安学校本科の修業年限二年の課程の卒業 (6) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格
	3 短大一卒	(1) 海上保安学校本科の修業年限一年の課程の卒業 (2) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格
三 高校卒	1 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格
	2 高校三卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。）の卒業

別表第六 学歴免許等資格区分表

学歴免許等の資格の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
一 大学卒	1 博士課程修了	(1) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格
	2 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格
	3 専門職学位課程修了	(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 (2) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格
	4 大学六卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第八十五条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限六年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格
	5 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による四年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格
	6 大学四卒	(1) 学校教育法による四年制の大学の卒業 (2) 気象大学校大学部（修業年限四年のものに限る。）の卒業 (3) 海上保安大学校本科の卒業 (4) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格

別表第七 修学年数調整表

学歴免許等の資格の区分			調整年数				
基準学歴区分	基準修学年数	学歴区分	修学年数	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
大学卒	十六年	博士課程修了	二十一年	(+) 五年	(+) 七年	(+) 九年	(+) 十二年
		修士課程修了	十八年	(+) 二年	(+) 四年	(+) 六年	(+) 九年
		専門職学位課程修了	十八年	(+) 二年	(+) 四年	(+) 六年	(+) 九年
		大学六卒	十八年	(+) 二年	(+) 四年	(+) 六年	(+) 九年
		大学専攻科卒	十七年	(+) 一年	(+) 三年	(+) 五年	(+) 八年
		大学四卒	十六年		(+) 二年	(+) 四年	(+) 七年
短大卒	十四年	短大三卒	十五年	(-) 一年	(+) 一年	(+) 三年	(+) 六年
		短大二卒	十四年	(-) 二年		(+) 二年	(+) 五年
		短大一卒	十三年	(-) 三年	(-) 一年	(+) 一年	(+) 四年
高校卒	十二年	高校専攻科卒	十三年	(-) 三年	(-) 一年	(+) 一年	(+) 四年
		高校三卒	十二年	(-) 四年	(-) 二年		(+) 三年
		高校二卒	十一年	(-) 五年	(-) 三年	(-) 一年	(+) 二年
中学卒	九年	中学卒	九年	(-) 七年	(-) 五年	(-) 三年	

備考

- 一 本表の学歴免許等の資格の区分欄に掲げる区分及び調整年数欄の学歴の区分は、学歴免許等資格区分表の区分による。
- 二 調整年数欄に掲げる年数は、同欄に掲げるそれぞれの基準学歴の区分に対応する学歴区分欄に掲げる学歴の調整年数を示し、「(+)」は加える年数を、「(-)」は減ずる年数を示す。
- 三 初任給基準表の学歴免許欄に本表の学歴区分欄に掲げる学歴（その区分に含まれる学歴免許等の資格を含む。）が掲げられているときは、その学歴区分の修学年数からその者の有する学歴免許等の資格の属する学歴区分の修学年数を減じ、その差が負となるときは、その差の年数を加える年数として、その差が正となるときは、その差の年数を減ずる年数として、本表に初任給基準表の学歴免許欄の学歴に対する調整年数が定められているものとする。

		(2) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格
	3 高校二卒	(1) 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格
四 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校（同法第七十六条第一項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格

備考 この表の「特別支援学校」には平成十八年法律第八十号による改正前の学校教育法による盲学校、ろう学校及び養護学校を、「准看護師学校」には平成十三年法律第百五十三号による改正前の保健師助産師看護師法による准看護師学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護師養成所を含むものとする。

別表第八 経験年数換算表

経歴の種類	職員の職務との関係	換算率	備考
地方公共団体、国、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	その経験が直接職務に役立つと認められるもの	十割	常時勤務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。
	その他のもの	十割以下	
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間		十割以下	在学期間は正規の修学年数の範囲内とする。
その他の期間	その経験が直接職務に役立つと認められるもの	十割以下	
	その他のもの	五割以下	

備考 初任給基準表に本表と異なる定めをした場合は、その定めによるものとする。

四 昭和四十三年法律第四十七号による改正前の医師法に規定する実地修練を経て医師国家試験に合格した職員については、本表の当該学歴区分欄の修学年数及び調整年数にそれぞれ一年を加えた年数をもって本表のその資格についての修学年数及び調整年数とする。

五 昭和五十年度以前に入学した商船大学の卒業者又は高等専門学校の商船に関する学科の卒業者については、その学歴の属する学歴区分の修学年数からその者の有する各学歴の正規の在学年数の和を減じ、その差が負となるときは、その差を修学年数及び調整年数に加えた年数を、その差が正となるときは、その差を修学年数及び調整年数から減じた年数をもって本表の修学年数及び調整年数とする。

六 次に掲げる学歴を有する職員については、その学歴の属する学歴区分の修業年数及び調整年数に一年を加えた年数をもって本表に掲げる学歴についての修学年数及び調整年数とすることができる。

- (1) 学校教育法による大学の二年制の専攻科の卒業者
- (2) 学校教育法による三年制の短期大学（昼間課程に相当する単位を三年間に取得する夜間課程を除く。）の専攻科の卒業者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（旧独立行政法人大学評価・学位授与機構、旧大学評価・学位授与機構及び旧学位授与機構を含む。以下同じ。）から学士の学位を授与されたものを除く。）
- (3) 学校教育法による二年制の短期大学の二年制の専攻科の卒業者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者を除く。）
- (4) 学校教育法による高等専門学校の二年制の専攻科の卒業者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者を除く。）
- (5) 学校教育法による専修学校の卒業者のうち、修業年限一年以上の高等課程の卒業者
- (6) 旧独立行政法人海員学校（旧海員学校を含む。）司ちゆう・事務科の卒業者
- (7) 旧海員学校の専修科（「高校三卒」を入学資格とする修業年限一年のものに限る。）、専科又は司ちゆう科の卒業者
- (8) 旧海技大学校本科の卒業者

七 旧海員学校高等科の卒業者については、その学歴の属する学歴区分の修学年数及び調整年数にそれぞれ二年を加えた年数をもって本表に掲げる学歴についての修学年数及び調整年数とすることができる。

別表第九から別表第十五までを削る。

別表第十六を別表第九とし、別表第十七を別表第十とし、別表第十七の二を別表第十一とし、別表第十八を別表第十二とし、別表第十九を別表第十三とする。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第二十一条第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

(平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部改正)

2 平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則(平成十八年埼玉県教育委員会規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「異にしない」の下に「学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(令和八年埼玉県教育委員会規則第十二号)による改正前の」を加える。

(平成二十六年改正条例附則第六項から第八項までの規定による給料に関する規則の一部改正)

3 平成二十六年改正条例附則第六項から第八項までの規定による給料に関する規則(平成二十七年埼玉県教育委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「別表第十二から別表第十五まで」を「別表第五」に改める。

(学校職員の給与に関する条例附則第十項、第十二項又は第十三項の規定による給料に関する規則の一部改正)

4 学校職員の給与に関する条例附則第十項、第十二項又は第十三項の規定による給料に関する規則(令和五年埼玉県教育委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「別表第十二から別表第十五まで」を「別表第五」に改める。

第十条第一項及び第四項中「第十五条第一項各号」を「第九条第五項各号」に改める。